

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### 様式 1042 電子申告義務要件の免除に関する IRS 通知 2024-26 について

デロイト トーマツ税理士法人 US デスク

2024 年 3 月 4 日号

2024 年 2 月 27 日、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、[IRS 通知 2024-26](#)（IRS ウェブサイト（英語、PDF））において、暦年 2024 年に提出を義務付けられる様式 1042 の電子申告義務を免除することを発表した。当該 IRS 通知により、2024 年 3 月 15 日提出期限の 2023 年様式 1042 も過年度と同様、書面での申告書提出が認められることになる。また、米国外の外国源泉徴収義務者については、暦年 2025 年に提出を義務付けられる 2024 年様式 1042 の電子申告義務も免除される。

本ニュースレターでは、当該通知における様式 1042 の電子申告義務に関する改正内容について概要を簡単にご案内する。

#### 1. 様式 1042 電子申告に関する概要

2023 年 2 月 23 日に米国財務省は、電子申告要件を改正する[最終規則](#)（米国財務省ウェブサイト（英語））を公表していた<sup>1</sup>。当該最終規則§6011(e)（電子申告規則）に基づき、2023 年 12 月 31 日以降に終了する課税年度について<sup>2</sup>、以下の源泉徴収義務者は様式 1042 の電子申告が義務付けられていた。

- 1) いかなる種類の申告書であれ（様式 1099、W-2 など）当該暦年中に 10 部以上の提出を義務付けられる事業体
- 2) 100 名超のパートナーを有するパートナーシップ、及び
- 3) 金融機関

#### 2. 暦年 2024 年中の様式 1042 の電子申告義務要件の免除

IRS は源泉徴収義務者などから 2024 年 3 月 15 日期限までの様式 1042 の電子申告手続実施が困難であるとのフィードバックを受け、[IRS 通知 2024-26](#)において、暦年 2024 年中に提出される様式 1042 について電子申告義務を免除することとした。当該通知により、2023 年様式 1042（提出期限：2024 年 3 月 15 日）の電子申告義務も免除される。

免除対象となる源泉徴収義務者は、上記 1) ～3) に記載の 1) 暦年中に 10 部以上の提出を義務付けられる事業体、2) 100 名超のパートナーを有するパートナーシップ、及び 3) 金融機関である。

---

1 様式 1042 の電子申告要件に関する財務省最終規則及び財務省規則案については、既出のニュースレター（発行日：[2023 年 3 月 13 日](#)、及び [2021 年 9 月 13 日](#)（デロイト トーマツ税理士法人ウェブサイト、PDF））にて概要を記載している。

2 様式 1042 は暦年の年次報告のため、課税年度とは暦年を意味する。

### 3. 外国（米国外）の源泉徴収義務者による暦年 2025 年中の様式 1042 の電子申告要件の追加免除

当該 [IRS 通知 2024-26](#) において、外国（米国外）の源泉徴収義務者については、暦年 2025 年中に提出される様式 1042 も電子申告義務が免除される。

#### おわりに

2024 年 3 月現在多くの QI が様式 1042 及び 1042-S の報告期限にむけて申告準備を進めている最中であるが、今回の IRS 通知により日本の QI や金融機関は、2023 年及び 2024 年（提出期限：2024 年 3 月 15 日及び 2025 年 3 月 17 日）の電子申告義務が免除され、書面での申告書提出が認められることになる。

デロイトトーマツ税理士法人では、昨年から当該電子申告義務化に向けて IRS や電子申告業者等と連絡を取りながら準備を進めてきたが、[IRS 通知 2024-26](#) において、当該電子申告の実施困難やシステム改良のための更なる時間の必要性が記載されていることから、当法人においても、2023 年様式 1042 申告については、原則、書面での申告で対応する予定である。電子申告のためのシステムアップデートの状況を今後も注視しながら、早めの準備をととのえて契約先 QI の電子申告をサポートしていく所存である。

デロイトトーマツ税理士法人では、各種様式及び関連法令等の参考和訳を作成し、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohatsu.co.jp">junko1.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	森本 祐佳里	<a href="mailto:yukari.morimoto@tohatsu.co.jp">yukari.morimoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	添田 みほ子	<a href="mailto:mihoko.soeda@tohatsu.co.jp">mihoko.soeda@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800（代）	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

